

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース幹事会の官職の指定について

〔令和元年12月25日  
個人情報保護制度の見直しに  
関するタスクフォース議長決定〕

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースの開催について（令和元年12月25日関係省庁申合せ）第3項の規定に基づき、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース幹事会の官職を以下のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）  
構成員 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官  
個人情報保護委員会事務局次長  
総務省大臣官房政策立案総括審議官